

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月12日（平成28年（行情）諮問第578号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第613号）

事件名：「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」の原本の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015』の原本\*日米ガイドラインが合意された際に使用された，原本となるような文書が存在するはずなので，それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月24日付け防官文第20422号により防衛大臣が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，他にも文書が存在するはずである。

#### 2 異議申立ての理由

他にも文書が存在するはずである。

交付された複写を見る限り，原本とは思われないので，改めて関連部局を探索の上，発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，「『The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015』の原本\*日米ガイドラインが合意された際に使用された，原本となるような文書が存在するはずなので，それを希望。」の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては，法9条1項の規定に基づき，平成27年12月24日付け防官文第20422号により原処分を行った。

## 2 文書の特定について

文書の特定に当たって、平成27年12月4日付けで、異議申立人に対し、本件開示請求中の「原本」及び「原本となるような文書」の指している文書は、「米国の2+2で配布されたもの」という解釈でよいか確認したところ、同日付けで、異議申立人より、「当方の請求する『原本』は、『行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について（通達）』（防官文第2553号。13.3.30）『第10 文書特定後の事務』でいう『原本』に相当するものを請求する次第です。」との回答があった。原処分に当たって特定した本件対象文書は、異議申立人が引用している当該通達にいう原本であることから、本件開示請求に該当する文書として特定したものである。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「交付された複写を見る限り、原本とは思われないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として他にも文書が存在するはずである旨主張するが、上記2のとおり、開示請求中の「原本」の意味するところについての異議申立人への確認を踏まえて文書の特定を行っており、本件異議申立てを受けての再度の探索においても、本件対象文書の他に本件開示請求に該当する文書の保有を確認することはできなかった。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月12日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月22日   | 審議            |
| ④ 同年12月16日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日米防衛協力のための指針」の英文である「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」（以下「指針」という。）の原本である。

異議申立人は、他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、次のとおりであった。

ア 指針は、平成27年4月に行われた「2+2」日米安全保障協議委員会会合（以下「2+2」という。）において、日米両国の閣僚が日米防衛協力小委員会の勧告した指針を了承し、公表したものである。

イ 本件開示請求を受け、文書を特定するに当たり、請求文言の「原本」及び「原本となるような文書」という文言が何を指しているのか確認する必要があると判断したことから、平成27年12月4日付けで異議申立人に対し「原本」及び「原本となるような文書」とは何か確認したところ、同日付けで「原本」とは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について（通達）」（以下「通達」という。）の「第10 文書特定後の事務」に記載された「原本」に相当するものを請求する旨の回答があった。

ウ 通達の該当部分の記述における「原本」は、情報公開の手続において特定した文書そのものを指す意味での「原本」であったことから、本件開示請求は2+2で了承され、公表された指針を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

エ 本件異議申立てを受け、念のため、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書、通達及び異議申立人との確認のやり取りに係る文書の提示を受けるとともに、当審査会事務局職員をして防衛省ホームページを確認させたところ、指針の公表の経緯、通達及び異議申立人とのやり取りの内容は諮問庁の上記(1)アないしウの説明のとおりであり、請求文言の確認のやり取りの経緯を踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久